

(意見書案第13号)

将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書

地方では特に人口減少が激しい上、少子高齢化が進む釧路市において、昨今の急激な人件費の増加、光熱費・食材料費の高騰なども相まって、現在の医療機関、介護施設等（以下「医療機関等」という。）を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。

日本病院会・全日本病院協会・日本医療法人協会の3病院団体による2024年度病院経営定期調査では、全病院（1043病院）の同年6月の医業収益は前年同月比1.5%減、医業費用は0.6%増、医業利益、経常利益ともに2期赤字で減益となっている。

独立行政法人福祉医療機構が令和6年6月に実施した病院経営動向調査によると、一般病院の赤字病院割合は39.8%（前年度比15.3%増）、同様に療養型病院で29.3%（同4.9%増）、精神科病院で44.1%（同17.6%増）と増加し、約4割の医療機関が赤字経営となっているほか、医師の高齢化や経営不振などの理由により診療所の廃止が進んでいる。

また、介護事業においても、事業者の倒産が昨年過去最多に上っており、特に、訪問介護事業は介護報酬の引下げなどの影響によって、大変厳しい経営状況にある。このままでは医療機関等における人材確保がさらに難しくなり、地域における医療・介護が維持できなくなる。

他の一般の分野では価格転嫁という手法も取られるが、公定価格により運営する医療機関等は、その上昇分を価格に転嫁することができないため、賃上げと物価高騰、さらには日進月歩する技術革新への対応等も踏まえた適正な診療報酬や介護報酬（以下「診療報酬等」という。）の設定が必要である。

よって、国においては、以下の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 医療機関等の経営悪化へ歯止めをかけるよう、診療報酬等の在り方も含め、引き続き戦略的かつ継続的に対処すること。
- 2 エネルギー、原材料及び資材価格の高騰によって、国が定める診療報酬等により経営を行う医療機関等に大きな影響が出たことから、経営に必要な経費について令和6年度診療報酬改定等で対応されたところであるが、なお不足が生じる場合は、臨時的な診療報酬等の改定や国による補助制度の創設により、全国一律の対策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和7年6月24日

釧路市議会

衆議院議長	}	宛
参議院議長		
内閣総理大臣		
財務大臣		
厚生労働大臣		